

国民年金への変更手続きはお済みですか？

会社を退職（失業）された方などは国民年金の届出が必要な場合があります。

○届出が必要なとき

- ・60歳になる前に退職（失業）したとき
- ・60歳になる前に配偶者の扶養から外れたとき

※退職（失業）して、厚生年金に加入している配偶者に扶養される方は、配偶者の会社へ届出が必要です。

○届出に必要なもの

- ・退職日の分かる証明書（離職票、退職証明書、社会保険・厚生年金資格喪失証明書など）
- ・マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）、または基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書など）

国民年金の保険料と免除・猶予制度について

令和6年度の月額保険料は、16,980円です。保険料は毎年度変わります。

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることが難しい場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」、「納付猶予制度」、「学生納付特例制度」がありますので申請してください。なお、申請月の2年1か月前までさかのぼって申請できます。

保険料の一部が免除されても、減額後の保険料を納付しないと未納期間となります。障がいや死亡といった不慮の事態が生じたとき、未納期間があると年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

なお、令和6年度分（令和6年7月～令和7年6月分）の免除・猶予の受付は7月から開始します。

○申請に必要なもの

- ・マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの
- ・代理申請の場合…代理の方の顔写真付きの身分証明書
- ・離職による免除を希望する場合…離職票または雇用保険受給資格者証等

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎ 56 9134
宇都宮西年金事務所 ☎ 028 (622) 4281

かみたん LINE スタンプ



～好評配信中！～



日常で使いやすいボクたんのスタンプが配信されているよ！スタンプをいっぱい使って会話を楽しもう♪ かみたんより

DLはコチラから！



※ダウンロードには、50コイン(120円相当)が必要となります。

▶問い合わせ先=企画課 情報広報係 ☎56-9117

～お家フィットネス～ すがともフィットネス

出張型パーソナルトレーニング トレーナー・セラピストがお客様のご自宅にお伺いし、健康維持やダイエット、リフレッシュのサポートをします！



住所: 河内郡上三川町上三川3939-14
電話: 090-5195-6507

～ジム以上の価値を自宅で～

ホームページ

パーソナルトレーニング無料体験受付中!

Q すがともフィットネス 検索

※オーナーの自宅兼施術室での受講も可能です。※条件あり



広告

上三川いぼれ話 第22話 「夏祭りの夜に」

今年も夏祭りの季節がやってきました。古くから続く白鷺神社の八坂祭りでは、町内をたくさんのお神輿と山車が練り歩き、大いに盛り上がることでしょう。毎年楽しみに夏祭りですが、かつて警察沙汰となる出来事もありました。

大正15(1926)年7月23日の夜、町では恒例の夏祭りが執り行われていました。祭りはピークを迎え、神輿を左右に大きく揺らす神輿揉みを行っていました。神輿揉みが熱を帯びていく中で、神輿が巡查部長派出所(旧宇都宮警察署上三川分署)へなだれ込み、派出所の板塀を壊す事態が起きました。そして、急報により宇都宮警察署から駆けつけた警察官に、首謀者数名が捕縛される騒動へと発展しました。

折しもこの日は、同年6月に廃止された上三川分署の復活運動の最中であり、翌24日には町長をはじめ、関係者約700名で県庁へ請願書を提出する手はずとなっていました。同年に長野市において同様の運動で暴動が起きていたことから、警察は万が一に備えて警戒していた矢先の出来事でした。

ただし、この騒動は派出所に接する道路が狭いために起きたものであり、例年何らかの破損があれば町費で修繕することとなっていました。そのため、暴動の意図はなかったとして一件落着となりました。もともと最初から起こした乱暴な行為がないように注意を促していたということです。

今年の夏祭りも安全を第一に楽しく終わりたいですね。

▼問い合わせ先 生涯学習課 文化係 ☎3510



当時分署があった大通り公園

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識

132

不安をおおって契約させる給湯器の点検商法に注意

事例

数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたのでつい話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見たらしく「このままでは壊れるので今すぐ交換しなければならぬ」と言ってきた。最近交換したばかりなのでおかしいと思ったが、もし不具合がありお風呂に入れなくなったら大変だと思い、承諾してしまった。費用は約50万円だという。焦って契約してしまったけれど、高額だし不審なので、この契約をやめたい。

●点検を口実に訪問し、消費者の不安をおおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。

●点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。少しでも不安に思ったら、事業者の説明を鵜呑みにせず、本当に交換が必要か契約先のガス会社やメーカー等に相談しましょう。

●購入する場合は、複数社から見積もりを取り、十分比較・検討することが大切です。

●給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨しています。

▼相談日時 2月～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、
午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター

(役場1階 地域生活課内)

▼相談専用電話 ☎9153

まずは、お電話を。

消費者ホットライン 1888でもつながります。

